第24号

PIWU

編集責任者 青柳翔太郎

郵政産業ユニオン 浦安

２０１４年　１月１５日

発行　郵政産業労働者ユニオン浦安支部

HP　http://piwu-urayasu.jp

Mail otegami@piwu-urayasu.jp

エクスパック1年10ヶ月分も不払いの対象だ！

金額の大小よりも不誠実な対応が問題

エクスパック・レターパック販売手当精算状況

商品名称	1枚あたりの手当額	精算期間	
EXPACK500	25円	～08年6月	精算無し(発覚から５年を限度に遡る)
		08年7月～10年3月(１年10ヶ月)	精算せず(局は１０年４月より手当の支給基準が変わったと主張)
レターパック500/350	15円/10円	10年4月～12年6月(２年２ヶ月)	昨年9月24日給与で精算済
		12年7月～13年6月　(１年)	昨年8月23日給与で精算済
レターパックプラス/ライト		13年7月～	正しく支給

精算根拠となる給与規程を示さず

レターパックの販売手当について、携行販売交付調書の「新規・継続」欄で「新規」に○を付けていた社員にしか支給していなかった問題で浦安局に改善と遡及精算を求めました。（▼9月1日号掲載）

賃金不払いは五年間の遡及精算をする決まりとなっています。

しかし局側は「平成22年4月から手当の支給が変わっている」として3年2ヶ月のみ精算しました。

組合は精算範囲の根拠となる「平成22年3月以前の規程を明らかにすること」を再三求めてきました。

郵政産業ユニオンと旧郵便事業会社の相互では給与に関する労働協約が未締結で会社の定める給与規程が組合員にも適用されます。会社が当時の給与規程を示さなければ労使間での確認が出来ません。

しかし局側は「支社に確認する」とした後の窓口で「給与規程が新しくなったら交換するので以前の規程は無い」と根拠も示さないまま平成22年3月以前の手当支給方法に問題ないとしました。

以前の給与規程は集配に置かれていた

ところが先日、集配営業部で閲覧出来る就業規則・給与規程を確認したところ、最新の規程が置いておらず、以前のもの、さらに以前ものの二冊置かれていました。最新の給与規程への交換もされていなかったのです。

エクスパック時代は精算対象外か？

こうして知ることが出来たエクスパック時代の給与規程はどう書かれていたのか。

「ゆうパック等を引き受けた場合」は「勧奨した結果」で支給され、「エクスパックを販売した場合」は勧奨に関係無く支給されると読めるし、関係するとも読むことも出来ます。

新規程では、ややこしい文脈を改善したというだけで、支給対象は変わっていないと考えるべきでしょう。いずれにしても今回問題となっている「新規顧客」か否かは関係なかったことが分かります。

（裏面へ）

(旧旧)社員給与規程 第１０３条（２００７年４月１日施行）

2 販売手当は、次に該当すると所属長が認めたとき、当該支給対象社員に支給する。)

(2)支給対象社員が郵便物等の利用について勧奨を行い、その結果、店外においてゆうパック、ＥＭＳ、及びゆうメールを引き受けた場合、**旧ふるさと小包の購入申し込みを受け付けた場合又はエクスパックを販売した場合**

3 販売手当の支給額は、次表の定める額とする。ただし、一給与期間における支給額の上限は、前項第１号から第３号に掲げるものの手当額の合計については20,000円とし、前項第４号に掲げるものは20,000円とする。

区分	手当額		
前項第2号に掲げる者	ゆうパック	1個につき	50円
	EMS	1通につき	100円
	旧ふるさと小包等	1個につき	50円
	ゆうメール(基本料金)	1個につき	10円
	エクスパック	1枚につき	25円

(旧)社員給与規程第１０３条(２０１０年４月１日より適用)

2 販売手当は、次に該当すると所属長が認めたとき、当該支給対象社員に支給する。)

(2)支給対象社員が郵便物等の利用について勧奨を行い、その結果、店外において料金別納又は料金後納とするゆうパック、ＥＭＳ及びゆうメールを引き受けた場合

(4)支給対象社員が**カタログ販売又はレターパックを販売した場合**

3 販売手当の支給額は、次表の定める額とする。ただし、一給与期間における支給額の上限は、前項第１号から第４号に掲げるものの手当額の合計については20,000円とし、前項第５号に掲げるものは20,000円とする。

区分	手当額		
前項第2号に掲げる者	ゆうパック	1個につき	50円
	EMS	1個につき	100円
	旧ふるさと小包	1個につき	50円
	ゆうメール	1個につき	3円
前項第4号に掲げる者	カタログ販売	1個につき	50円
	レターパック500	1枚につき	15円
	レターパック350	1枚につき	10円

（表面より）

組合は給与規程からエクスパックの頃を含めて遡及精算の対象であると考えますが、それ以前の問題として会社が五年間の遡及精算を労使交渉の対象としない為に、意図的に以前の給与規程を「出さなかった」疑いがあります。

払うべき手当を払っていなかったにもかかわらずあまりにも不誠実といえる対応です。

誠実な対応を行え！

●精算人数さえ明らかにしない

局は「退職者・転勤者」にも支給したと主張しているので精算人数はかなり多いはずですが、局はその「人数」でさえ「個人情報」だとして一切明らかにしていません。

一方で、３月精算される深夜勤従事者の健康診断の超勤手当未払いについて、会社は在職者・退職者別に精算人数を明らかにしているにもかかわらずです。

●謝罪と事実の周知を図れ

組合は局としての謝罪及び「謝罪文掲示」を求めてきました。局は「集配部長から対象者に口頭で謝罪を行ったので、謝罪文の掲出は行わない」としています。しかし局から謝罪はおろか説明すら行われていないのは周知の事実です。

また全員対してきちんと精算されたならまだしも、既に行徳のゆうメイト一名に支給漏れが発覚しています。

この一件も局からの説明では無く、組合の調査を通して分かりました。支給漏れは氷山の一角かもしれません。局は不払い対象者への謝罪とともに、文書で集配部全員へ事実を明らかにすべきです。

【休憩室】今年は浦安の元旦持出(前年比92%)が少なかったからまだ助かったのかも…。

２０１４年年賀郵便物元旦配達物数・前年比比較(各支社上位５局)

全国では18億2千9百万通(速報値)で前年比96.2%。

読み方	支社・局名	物数(万通)	前年比(%)
例	鯖江	122	99.2

※日本郵便本社・各支社プレスリリースより引用(ただし関東支社のみ発表していない)

※前年比率について掲載の無い局所は前年度物数から計算した。※千通単位で公表されている配達物数については四捨五入し万通単位とした。※信越支社の物数は新潟・長野両県を合算した。

北海道	9438	96.2	東京	21547	96.5	東海	21978	95.8	四国	6038	95.5
厚別	423	95.8	目黒	513	95.7	岡崎	416	93.0	松山中央	410	96.0
札幌西	348	95.3	世田谷	490	87.2	岐阜中央	414	96.9	高松南	344	96.7
豊平	346	95.6	豊島	439	100.4	津中央	372	95.2	徳島中央	315	97.3
旭川中央	345	98.3	晴海	387	100.9	名古屋中央	368	99.3	高知中央	314	97.7
山鼻	319	100.3	玉川	383	97.1	静岡中央	355	97.5	高松中央	231	96.1
東北	10890	97.8	**関東**	134百	96.1	**北陸**	6113	96.8	**九州**	18152	96.4
新仙台	301	96.4	さいたま新都心	703	99.6	金沢中央	475	98.8	博多北	445	98.6
仙台北	283	100.8	柏	537	97.8	富山南	420	94.3	鹿児島中央	394	93.4
秋田中央	280	98.3	美浜	453	100.1	新金沢	336	98.5	福岡中央	389	98.3
山形中央	254	97.8	市川	420	93.5	福井中央	293	96.6	熊本東	387	98.1
盛岡中央	243	99.0	(浦安)	?	?	福井南	249	95.8	宮崎中央	345	98.2
信越	6082	95.0	**南関東**	13369	95.8	**近畿**	34508	95.7	**沖縄**	852	94.4
新潟中央	432	96.4	青葉	568	94.2	大阪北	510	98.9	那覇中央	145	94.8
長岡	200	95.4	座間	498	95.0	大津中央	487	96.0	浦添	102	92.8
新潟西	193	94.6	横浜中央	479	95.5	宝塚	468	95.6	那覇東	58	97.5
長野東	185	90.4	藤沢	395	93.9	茨木	465	94.3	宜野湾	54	95.4
長野中央	177	94.7	横浜旭	345	?	西宮	423	97.0	南風原中	45	99.8
中国	11911	97.2									
岡山中央	382	101.4									
広島西	335	98.7									
倉敷	329	98.5									
安佐南	307	99.0									
広島中央	288	98.6									

来年に向け年繁(小包・年賀)の評価・反省(職場窓口交渉)を行います。⇒otegami@piwu-urayasu.jp まで意見をお寄せ下さい。

PIWU 郵政産業ユニオン
郵政産業労働者ユニオン
第２回中央委員会議案
2014年2月1日(土)～2日(日) 大阪コロナホテル
スローガン
すべての郵政関連労働者の賃上げ・雇用確保から「国民生活を守る」一人ひとりが行動する春闘にしよう
1 政治情勢について
2014年春闘をめぐる情勢
第1号議案 中央委員会の任務 2014年

非正規社員の正社員化と均等待遇実現の本社前集会

3月3日(月曜日)

本社前集会11：30～12：15

衆院院内集会14：00～15：30

社長宛で「郵政で働く非正規労働者の正社員登用と均等待遇を求める要請署名」の提出を行います。

(昨年は2万9130筆)

引き続き署名への取り組みをお願いします。

2月1日(土)～2月2日(日)

郵政産業労働者ユニオン 第２回中央委員会

(場所・大阪市東淀川区/大阪コロナホテル)

1月26日(日) 13:00～

関東地本本部 地方委員会(関東地本の意見集約)

(場所・郵政産業ユニオン本部秋葉原第二事務所)

【組合員の皆さん】

郵政内外、国内外を問わず大きな政治情勢、社会状勢が激動の中で今春闘を迎えます。

とりわけ郵政では今年4月から始まろうとしている「新人事・給与制度」について、これまでの交渉の到達点を踏まえた「今後の対応」が今中央委員会で判断されることとなっています。

これに先だって「人事」「給与」の労働協約についても3月末をもって解約することを会社から通告されており、新人事・給与制度が含まれた新たな協約を締結するのかの判断が迫られている中での中央委員会となります。

委員会に向けた各職場での討議・意見集約と併せて関東地本の意見集約(組合員は誰でも参加出来ます)にも積極的な参加をお願いします。

土屋・山岸再雇用拒否「勝利和解報告集会」

2月9日(日) 15時～ 会費:500円

場所：郵政産業ユニオン本部池袋事務所

(東京都豊島区上池袋 2－34－2)

首都圏で行われる郵政裁判・労働委員会

佐倉局掲示板設置地労委(第1回調査)

1月27日(水) 13:00～ 千葉県庁南庁舎

※補佐人申請(傍聴)は支部執行委員まで。

さいたま新都心自死裁判第１回期日決定

2月5日(水) 15:00～ さいたま地裁101号

(さいたま市浦和区高砂3-16-45 埼玉県庁前)

原告の意見陳述も予定。報道席が設けられることになったが、一般傍聴者も34名が入れる予定。

呉支部不当配転(第2回調査) 1/24(金)14:00～中労委

苫小牧団交拒否(第3回調査) 1/29(水)14:00～中労委

65歳定年制裁判 2/12(水)11:30～ 東京地裁527号

銀座大橋再雇用拒否 2/13(木)13:15～東京地裁